

保護者の皆様へ

沖縄市役所

こどものまち推進部 保育・幼稚園課

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合の登園について

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症へ移行されましたことに伴い、本市における対応を下記の通りとします。

保護者の皆様には何卒ご理解の程宜しく申し上げます。

記

●新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1. 新型コロナウイルス感染症と診断されたら、保育所等へご連絡ください。
2. 新型コロナウイルス感染症の場合、以下の条件を満たさなければ登園できません。

・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過している。

		発症後、最低5日間は登園できません							
(例)	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
症状が軽快した日に○		○	軽快1日目				登園可能		
日にち	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
症状が軽快した日に○							○	軽快1日目	登園可能
症状軽快後1日を経過するまでは登園をお控えください									

参考

○お子さんの登園に関することについて

・熱や呼吸器症状がある場合

⇒コロナやインフルエンザに関係なくとも登園を控えるのが望ましい状況として

24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。

朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良等

・ご家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合

登園可能です。ただし、できる限り部屋を分け、その上で、陽性者になった方の発症日を0日として、特に5日間はお子さんの体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。その間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策を行ってください。